

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 練馬所沢線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>新座市新堀一丁目三九六番九地 先から同市新堀一丁目一七九九 番三地先まで</p>	<p>番二地先まで</p>	<p>新座市新堀二丁目一四〇三番七 地先から同市新堀二丁目二四〇 番二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一八・〇〇〃 二二・五九</p>	<p>三・八四〃 一一・〇〇</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五〇三・七三</p>	<p>六五五・八〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>道路改良工事 旧道の一部は、新座市に引き継ぐ予定。</p>			<p>備 考</p>